

評価表（地域密着型特別養護老人ホーム）

地別紙2

1 事業評価

区分	評価項目	評価基準	評価点		社会福祉法人京都老人福祉協会			
法人評価・事業の継続性・安定性	事業実績	施設運営の実績	有主本 市に するに 法事 人務 所を	地域密着型特別養護老人ホームを3年以上運営している。(平成29年8月1日時点)	10	※ い 該 ず 当 れ す か る に も ○ の	10	
				地域密着型特別養護老人ホームを運営している。(平成29年8月1日時点)	8			
			有主本 市に する外 法事 人務 所を	地域密着型特別養護老人ホームを3年以上運営している。(平成29年8月1日時点)	5			※ い 該 ず 当 れ す か る に も ○ の
				地域密着型特別養護老人ホームを運営している。(平成29年8月1日時点)	3			
			独当 て該 サ ー ビ ス 場 を 合 単	当該サービスを3年以上運営している。(平成29年8月1日時点)	10			※ い 該 ず 当 れ す か る に も ○ の
				本市内で介護・医療・福祉事業を3年以上運営している。(平成29年8月1日時点)	7			
		代表者又は管理者が当該サービスにおける介護等の実務経験を3年以上有する。(平成29年8月1日時点)	3					
		本市公募案件で選定内容の不履行がある。【以下のいずれかに該当があれば減点】 ・選定辞退又は事業所を廃止したことがある。【辞退した日又は廃止日から6年間】 ・開所年度の遅延又は定員不足で開所したことがある。【開所した日又は不足を解消した日から3年間】 ・事業所を休止したことがある。【再開した日から3年間】	-15					
	決算状況	収支(単年度)の状況	過去2年間の単年度決算の状況	(いずれも黒字) 5	(いずれか黒字) 3	5		
		収支(累積)の状況	直近決算が累積黒字である。	5		5		
財務外部監査の実施状況		監査法人による外部監査を実施している。	5					
信頼性	第三者評価の受審	過去3年間(平成26年度～平成28年度)、第三者評価を受審している(法人の運営する全サービスの既存事業所のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可、ただし、同一法人内の事業所に限る)。 ※地域密着型サービスで受審が義務付けられている外部評価を除く。	5		5			
	実地指導の指摘状況	過去2年間(平成27年度～28年度)、法人の運営する全サービスの既存事業所に対し、文書指導(※)がある。【以下のいずれかに該当があれば減点】 (※)サービス計画未作成・手続違反、避難訓練未実施、事故・苦情記録未整備、個人情報保護に係る不備及び身体拘束に関するもの、報酬返還を伴うもの。	-15					
施設・設備・運営計画	計画地	所有関係	土地及び建物が自己所有である。	(いずれも所有) 5	(いずれか所有) 3	3		
	安全性	安全性	緊急時の避難に配慮し、平屋建てであるか、2階建て以上の場合に周回バルコニーを設置している。	5		5		
		食堂・機能訓練室の面積	利用者1人当たりの確保面積(内法)	(6㎡以上) 5	(4.5～6㎡未満) 3	5		
		居室(施設内の最小床面積の1室)の面積	18㎡以上(内法)	5				
		トイレの設置状況	トイレを各居室に設置している。	(各居室に設置)	(3人に1箇所)	5		
			いずれの項目についてもユニットごと	利用者3人に対してトイレを1箇所以上設置している。	5	3	5	
		浴室の設置状況	車椅子用トイレを設置している。	5		5		
	浴室を設置している。 ※浴槽を設置していることが必要。シャワーのみは不可		5		5			
	地域交流スペース	サロンを設置している。(15㎡以上)	5		5			
	人員	管理者の実務経験	介護職員等としての実務経験が10年以上(平成29年8月1日時点) ※管理者等、直接処遇でない職種の実務経験を除く。	5		5		
			管理者としての実務経験が2年以上(平成29年8月1日時点)	5		5		
		介護職員等の配置	介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2:1以上を配置	5		5		
利用料金の減免	社会福祉法人減免を実施している。	5		5				
協議事業に係る併設等の営業体制	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかを併設する。	5		5				
合 計			100		83			

2 事業評価点及び地域の優先度を考慮した評価

評価点\地域の優先度	A	B
81点以上	①	③
61点～80点	②	⑤
41点～60点	④	⑦
21点～40点	⑥	⑨
20点未満	⑧	⑩

※①～⑩は評価順位

地域の優先度	内 容
A	事業所がない又は事業所の整備予定がない圏域
B	既に事業所がある又は事業所の整備予定がある圏域

3 選定

- 上記2の評価順位の①から順に選定する。
- 上記2において評価順位が同一である場合は、次のアイウの順に選定する。
 - ア 本市内に主たる事務所を有する事業者であって、次の（ア）～（ウ）の順
 - （ア） 応募するサービスと同サービスの運営実績を3年以上有する事業者の案件
 - （イ） 応募するサービスと同サービスの運営実績を有する事業者の案件
 - （ウ） 特別養護老人ホームの運営実績を有する事業者の案件
 - イ ア以外の法人であって、ア（ア）～（ウ）の順に同じ
 - ウ 事業評価点の高い事業者
- 上記2による評価順位が同一であり、かつ事業評価点が高点の場合はくじ引きにより選定する。
- 事業候補者の選定は、有識者等により構成される「京都市高齢者施策推進協議会」に置く部会において実施する。
 - ※ 部会では、選定に当たって条件を付すことがある。この条件は応募事業者に示し、一定期間経過後、事業計画内容への反映可否についての回答を求める。その回答を踏まえ、事業候補者として選定する。